

米子市交通バリアフリー基本構想 (概要版)

1. 米子市交通バリアフリー基本構想作成の背景と目的

わが国においては、諸外国に例を見ないほど急速な高齢化が進展し、また、ノーマライゼーションの考えが広まる中、高齢者、身体障がい者等を含む、誰もが安心して活動し社会生活を営むことができる環境を整備することが急務となっています。こうした社会状況を受けて、平成6年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)が制定され、さらに平成12年には「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(交通バリアフリー法)が制定されました。平成18年12月20日には、これら2つの法律を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が制定され、身体障がい者に限らず全ての障がい者や妊婦、けが人なども含め、また、心のバリアフリーも対象とし、駅を中心とした地区や、さまざまな人が利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的にバリアフリー化を推進することとなりました。

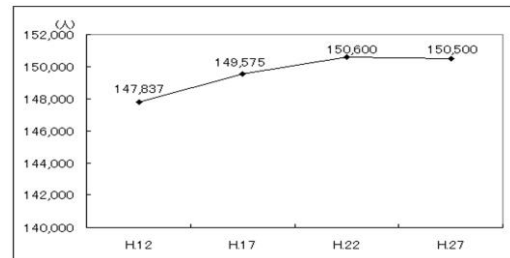
米子市においても、他都市と同様に高齢化が進展する中、高齢者、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境の整備改善が求められており、平成18年9月に策定した「新米子市総合計画」では、市民と行政が協働でまちづくりを進めることを基調に、市民一人ひとりが希望と誇りを持って充実した生活を送ることのできる「生活充実都市・米子」の実現を目指し、産業の活性化、子育て支援や長寿社会施策の充実、学校教育・生涯学習の充実を図るとともに、交通バリアフリーの推進など都市機能の充実や快適な都市環境の整備を盛り込んだ内容となっています。

こうした背景のもと、市中心部の主要な旅客施設周辺においてバリアフリー化の改善の必要性が高く、早期の実現が求められています。バリアフリー新法に基づき、この地区を重点整備地区として選定し、バリアフリーに関する整備方針を定め、重点的、一体的な推進を図るとともに、それらの施策について、関係機関の役割を明確化し、本市におけるバリアフリー化の効果的な促進を目指し策定するものです。

2. 米子市の概要

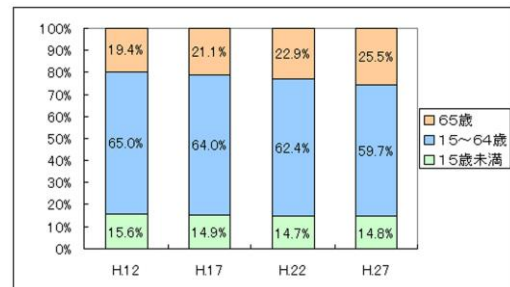
(1) 総人口

平成 17 年の国勢調査によれば、米子市の総人口は 149,575 人で平成 12 年の前回調査より 1.2%増加しています。将来の本市の発展を踏まえて、将来人口を推計すると、平成 22 年には 150,600 人、平成 27 年には 150,500 人になると予測しており、その後緩やかに減少していく見込みです。



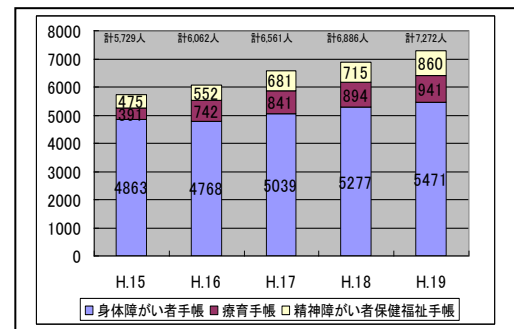
(2) 年齢別人口

年齢階層別の人口では、平成 12 年に 19.4%であった本市の高齢化率(65 歳以上)は、平成 27 年には 6.1%上がり 25.5%になると予測され、高齢化が一層進展するものと考えられます。



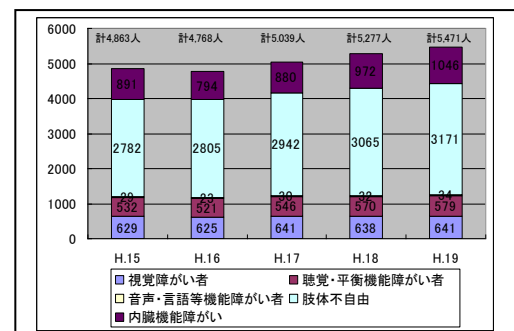
(3) 障がい者手帳等の所持者数

米子市内における身体障がい者手帳の所持者数は、平成 19 年度現在で 5,471 人、療育手帳の所持者数は 941 人、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は 860 人となり、三手帳所持者数ともに年々増加傾向にあります。



(4) 身体障がい者人口

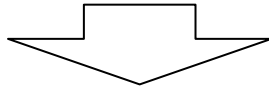
身体障がい者人口は、平成 19 年度現在で 5,471 人と総人口の 3.6%を占めており、平成 15 年度と比較すると 608 人増加しています。障がいの部位別では、「肢体不自由」が 3,171 人(58.0%)と最も多く、次いで「内臓機能障がい」が 1,046 人(19.1%)、「視覚障がい」641 人(11.7%)となっています。



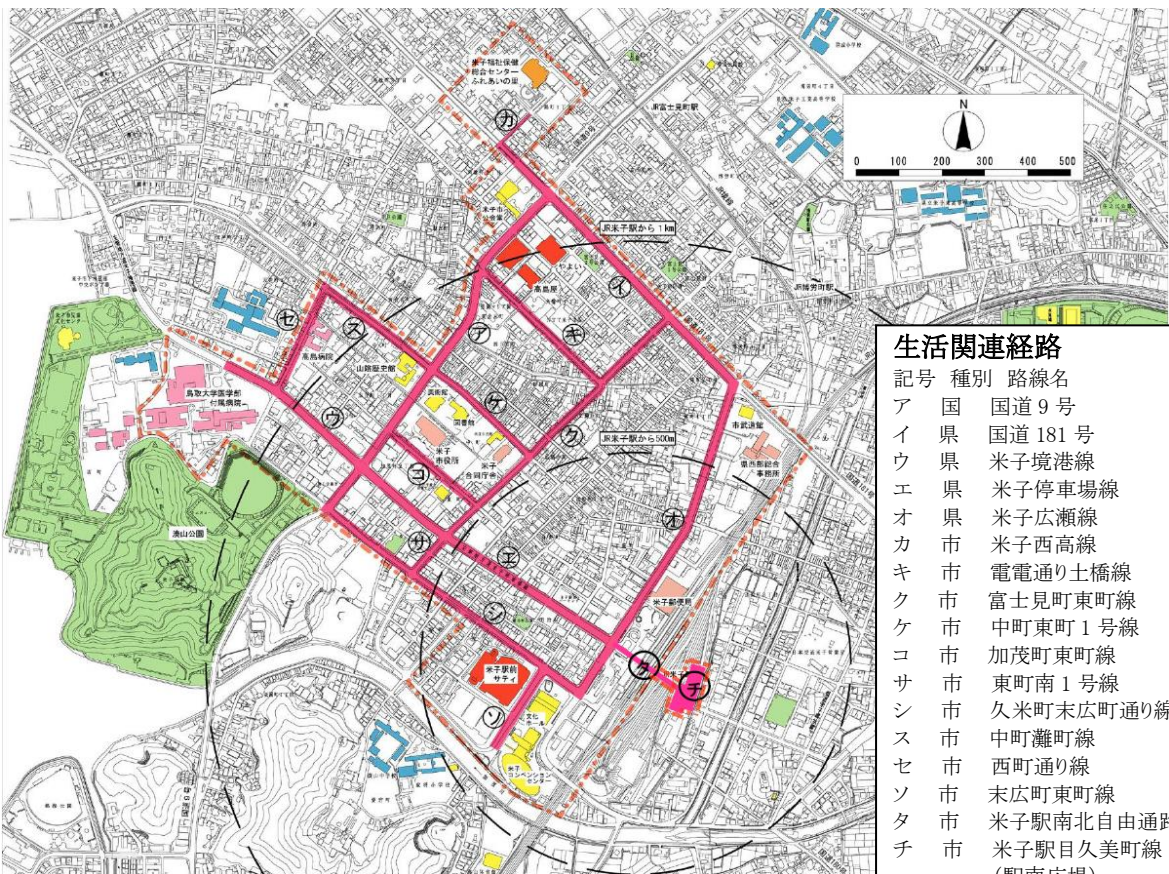
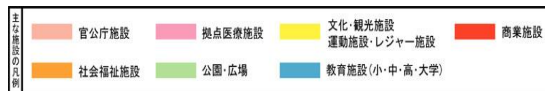
3. 重点整備地区の区域及び生活関連経路の設定

重点整備地区の区域設定

- ・市中心部で交通バリアフリー法による特定旅客施設に該当するのは、JR 米子駅のみであり、JR 米子駅と主要施設間の一定のエリアが重点整備地区となります。
- ・JR 米子駅 1km 圏域の北側には、米子市役所、県西部総合事務所などの官公庁施設、文化ホール、米子コンベンションセンターなどの文化施設、大学病院、ふれあいの里に代表される大規模医療施設や社会福祉施設、駅前サティ、高島屋などの商業施設等、多様な都市機能が集積しており、これらの施設を含む区域の設定が必要と考えられます。
- ・一方、JR 米子駅南側 1km 圏域には、主要な施設はあまり立地していない。また、東西を縦断する JR 山陰本線の影響もあり、移動の制約は特に高いと考えられます。
- ・JR 米子駅は、市の玄関口として広域結節機能を担い、多くの高齢者、身体障がい者等の利用が考えられる。このため、駅周辺部におけるバリアフリー重点整備のニーズは高く、整備効果は大きいと考えられます。



特定旅客施設（JR 米子駅）から概ね 1 km 圏域内を設定



4. 交通バリアフリー推進にあたっての基本理念、基本方針

1. 基本理念

だれもが 安心して いつでも 自由に 出かけられる
安全で 快適な まちづくり

本市の将来像である「生活充実都市・米子」の実現に向け、物理的、情報面、意識上などのバリア（障壁）をなくすことにより、だれもが安全で快適に暮らせるまちを目指し、市民、民間事業者、行政がそれぞれの責務を果たしながら、協力し合いバリアフリーのまちづくりを推進します。

2. 基本方針(上記の理念を達成するため、次のように4つの基本方針を定めます)

① だれもが利用しやすいバス・鉄道を目指します。

バス・鉄道は、米子市に來られた方、日常的な交通手段として利用している方にとって、安全で利用しやすいことが求められます。

このため、バス・鉄道において、だれもが安全に快適に利用できる車両や停留所・駅構内の段差の解消、スロープの設置などバリアフリー化を目指すとともに、案内・誘導・情報提供などの充実等のバリアフリー化を推進します。

② 安全で快適に移動できるまちを目指します。

日常生活における移動のネットワークの形成を目指し、道路、駅前広場、通路等の一般交通用施設や建物などの生活関連施設においても、すべての人に利用しやすい施設となるよう整備改善を進めます。

道路を一例にあげれば、段差や勾配の解消、歩行幅員の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、だれもが安全で快適に移動できるまちの実現を目指します。

③ 心のバリアフリーを目指します。

バリアのないまちづくりを実現するためには、ハード整備(施設整備)だけでは十分でなく、安全な通行の妨げとなる歩道上の看板や放置自転車等の防止、市民への広報・啓発活動などを通して、だれもが差別を受けることのないように理解を深めていく必要があります。

④ 市民、事業者、行政の協働によってバリアフリー化を推進します。

だれもが安全で快適に移動できるまちをつくっていくためには、市民、事業者、行政の協力と連携が不可欠であり、高齢者や障がい者等の意見も反映させるため、計画段階から高齢者や障がい者等の参加が重要となります。また、移動ネットワークを効果的に形成するためには各行政機関及び関係事業者の役割を明確にし、連携や調整を図りながら整備を進めていく必要があります。

5. 特定事業計画

1. バリアフリー化の整備目標

重点整備地区における生活関連経路のバリアフリー化の整備目標を次のように設定します。

■バリアフリー化の整備目標

◆短期施策

- ・ 早急を実施すべき事業は、短期施策として、交通バリアフリー法の目標年次である平成 22 年(2010 年)を事業完了の目標年度として設定し、実現可能なものから順次取り組んでいきます。

◆中期施策

- ・ 重点整備地区が、中心市街地活性化基本計画の区域内に含まれ、この計画と整合を図るため、平成 25 年(2013 年)を次の事業完了の目標年度として設定します。

◆長期施策

- ・ 現段階において平成 25 年(2013 年)までに完了させるのが困難であることが想定される事業については、長期施策として、可能な限り早期の着手を目指すこととします。

2. 事業の種別

重点整備地区において今後必要となるバリアフリー整備について、次の事業区分に沿って具体的内容を整理します。

- ◆公共交通特定事業（鉄道、バスに関する事業）
- ◆道路特定事業（道路に関する事業）
- ◆交通安全特定事業（信号機、駐車行為取り締まり等に関する事業）
- ◆その他の事業（駅前広場等に関する事業）

3. 特定事業整備方針

公共交通特定事業

鉄道事業者

整備方針

- ・ 駅構内の改札口・ホーム等の主要施設間の移動経路について、安全で円滑に移動できるためのバリアフリーの施設整備を行う。
- ・ 駅構内のカウンター・トイレ・誘導施設等の改善を行う。
- ・ アナウンス等情報の提供を分かりやすくし、また社員の接遇を向上させる。
- ・ バリアフリー車両を導入する。

主な整備内容

- ・ 駅各ホームに昇降施設の設置。

- ・点字案内板の設置、点字ブロックの設置位置の改善及び未設置箇所への設置
- ・多機能トイレの設置
- ・案内看板の増設
- ・文字掲示板の増設
- ・社員教育の強化
- ・バリアフリー車両の増設

バス事業者

整備方針

- ・分かりやすいバス停の時刻表に改善する。
- ・分かりやすい行き先表示に改善する。
- ・バリアフリー対応車両を導入する。
- ・社員の接遇を向上させる。

主な整備内容

- ・時刻表の文字を大きくし、ノンステップバス等の分かりやすい表示
- ・行き先表示を後部にも設置
- ・バリアフリー対応車両の導入
- ・社員教育の強化

タクシー事業者

整備方針

- ・福祉車両導入の努力をする。
- ・利用者の移動の円滑化のため社員の接遇を向上させる。

主な整備内容

- ・点字の表記
- ・筆談を可能にする用具の搭載
- ・社員教育の強化

道路特定事業者

整備方針

- ・歩行者が安全・安心で円滑に移動できるように道路の整備改善を行う。
- ・適切な維持管理に努める。
- ・路上の障害物（通行に支障となる駐輪自転車・看板等）の撤去指導を行う。

主な整備内容

- ・歩道路面の適切な維持管理
- ・点字ブロックの整備、改善
- ・段差及び勾配の改善
- ・街路樹（植栽ブロックを含む）の適切な管理

交通安全特定事業者

整備方針

- ・高齢者、障がい者が渡りやすい信号機を整備する。

- ・迷惑駐車や駐輪の追放をする。

主な整備内容

- ・バリアフリー対応型信号機の整備
- ・信号音、信号サイクルの改善
- ・迷惑駐車や迷惑駐輪の取締りの実施及び啓発活動

4. 事業内容

(1) 公共交通特定事業

■鉄道事業者(西日本旅客鉄道株式会社)

| 整備内容 | 実施期間 | | |
|---------------------------|--------|---------|--------|
| | 短期 | 中期 | 長期 |
| | H22年まで | H23～25年 | H26年以降 |
| 駅各ホームにエレベーター・エスカレーターの設置 | ○ | | |
| 点字案内板の設置(改良) | ○ | | |
| 点字ブロックの設置位置の改善及び未整備箇所への設置 | ○ | ○ | |
| 多機能トイレの設置 | ○ | | |
| 案内看板の増設 | ○ | ○ | |
| 電光掲示板の増設 | ○ | ○ | ○ |
| 社員教育の充実 | ○ | ○ | ○ |
| バリアフリー対応車両への更新又は改良 | | | ○ |

■バス事業者(日ノ丸自動車株式会社・日本交通株式会社)

| 整備内容 | 実施期間 | | |
|------------------------------------|--------|---------|--------|
| | 短期 | 中期 | 長期 |
| | H22年まで | H23～25年 | H26年以降 |
| バス停時刻表の改善(見やすい高さ・文字の拡大・形式の統一) | ○ | ○ | |
| ノンステップバス導入(車いす2台以上の固定装置のある車両) | ○ | ○ | ○ |
| 車両内の車いす固定装置の改良(車いすを短時間に容易に固定できるもの) | ○ | ○ | |
| 社員教育の充実 | ○ | ○ | ○ |

■タクシー事業者

| 整備内容 | 実施期間 | | |
|-------------|--------|---------|--------|
| | 短期 | 中期 | 長期 |
| | H22年まで | H23～25年 | H26年以降 |
| 点字の表記(客席ドア) | ○ | | |
| 筆談用の筆記用具の搭載 | ○ | | |
| 社員教育の充実 | ○ | ○ | ○ |

(2)道路特定事業

■国

| 路線名 | 整備内容 | 実施期間 | | |
|------|------------------------|--------|---------|--------|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| | | H22年まで | H23～25年 | H26年以降 |
| 国道9号 | 歩道路面の点検及び改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 点字ブロックの点検及び改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 歩道内の段差の改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 街路樹(植樹柵含む)の適切な管理 | ○ | ○ | ○ |
| | 路上障害物(不法占用・駐輪自転車)の撤去指導 | ○ | ○ | ○ |

■県

| 路線名 | 整備内容 | 実施期間 | | |
|--------|------------------------|--------|---------|--------|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| | | H22年まで | H23～25年 | H26年以降 |
| 国道181号 | 歩道路面の点検及び改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 点字ブロックの点検及び改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 街路樹(植樹柵含む)の適切な管理 | ○ | ○ | ○ |
| 米子境港線 | 歩道路面の点検及び改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 点字ブロックの点検及び改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 歩道内の段差の改善 | ○ | ○ | |
| | 街路樹(植樹柵含む)の適切な管理 | ○ | ○ | ○ |
| 米子停車場線 | 歩道路面の点検及び改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 点字ブロックの点検及び改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 歩道内の段差の改善 | ○ | ○ | |
| | 街路樹(植樹柵含む)の適切な管理 | ○ | ○ | ○ |
| | 路上障害物(不法占用・駐輪自転車)の撤去指導 | ○ | ○ | |
| 米子広瀬線 | 歩道路面の点検及び改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 点字ブロックの点検及び改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 歩道内の段差の改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 街路樹(植樹柵含む)の適切な管理 | ○ | ○ | ○ |

■市

| 路線名 | 整備内容 | 実施期間 | | |
|----------|-------------|--------|---------|--------|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| | | H22年まで | H23～25年 | H26年以降 |
| 米子西高校線 | 歩道の拡幅を含めた整備 | | | ○ |
| 電電通り土橋線 | 歩道路面の整備 | ○ | | |
| | 点字ブロックの整備 | ○ | | |
| 富士見町東町線 | 歩道路面の整備 | | ○ | |
| | 点字ブロックの整備 | | ○ | |
| 中町東町1号線 | 歩道路面の整備 | ○ | | |
| | 点字ブロックの整備 | ○ | | |
| 加茂町東町1号線 | 歩道の未設置部分の整備 | | | ○ |

| | | | | |
|----------------|------------------------|---|---|---|
| 東町南1号線 | 歩道路面の整備 | | ○ | |
| | 点字ブロックの整備 | | ○ | |
| 久米町末広町通り線 | 歩道路面の整備 | | ○ | |
| | 点字ブロックの整備 | | ○ | |
| 中町灘町線(国道9号側一部) | 歩道路面の整備 | | | ○ |
| | 点字ブロックの整備 | | | ○ |
| 西町通り線 | 歩道の拡幅を含めた整備 | | | ○ |
| 米子停車場線 | 歩道路面の点検及び改善 | ○ | ○ | ○ |
| | 点字ブロックの点検及び改善 | | | ○ |
| | 歩道内の段差の改善 | | | ○ |
| | 街路樹(植樹樹含む)の適切な管理 | ○ | ○ | ○ |
| | 路上障害物(不法占用・駐輪自転車)の撤去指導 | ○ | ○ | ○ |

※ 改善については、部分的な補修工事を中心となり、整備については、ある程度延長がある工事とし、歩道路面の整備には段差解消や街路樹の適切な管理を含んだ工事となります。

(3)交通安全特定事業

| 管理者 | 整備内容 | 実施期間 | | |
|-------|---------------------|--------|---------|--------|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| | | H22年まで | H23～25年 | H26年以降 |
| 公安委員会 | 音声信号機の増設 | ○ | ○ | ○ |
| | 押しボタン信号機の押しボタン位置の整備 | ○ | ○ | ○ |
| 警察 | 違法駐車車両の取締り | ○ | ○ | ○ |
| | 自転車利用者における指導取締り | ○ | ○ | ○ |

(4)その他の事業

■駅前広場・市役所庁舎

| 管理者 | 整備内容 | 実施期間 | | |
|-----|----------------|--------|---------|--------|
| | | 短期 | 中期 | 長期 |
| | | H22年まで | H23～25年 | H26年以降 |
| 米子市 | 駅前広場の点字ブロックの修繕 | ○ | | |
| 米子市 | 庁舎内の音声誘導 | ○ | | |

6. 基本構想の推進方策

1. スパイラルアップ及び心のバリアフリー

基本構想に即し、バリアフリーを円滑かつ確実に進めて行くため、各特定事業者が具体的な事業計画を作成し、事業実施していくこととなりますが、一過性の取り組みでなく、段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を図るため連絡、調整の場を設置することや、公共施設のみならず、民間にも呼びかけ、建物へのバリアフリー化を促すことも必要です。また、視覚障害者用誘導ブロックへの駐輪、身体障害者用駐車スペースへの駐車等による高齢者、障がい者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、必要に応じ高齢者、障がい者等の移動、及び施設の利用を手助けすること等、「心のバリアフリー」を進める必要があります。

2. 推進協議会(仮称)の設置

米子市交通バリアフリー基本構想に基づき、実施された事業の成果について評価を行い、事業の進捗状況の確認や、新たな問題点などの取組みについて検討を行います。

構成メンバー

学識経験者・障がい者団体等(利用者)・
公共交通事業者・警察・道路管理者・
行政関係・市民代表等

7. 米子市交通バリアフリー基本構想作成委員会

1. 構成団体

公共交通事業者

西日本旅客鉄道株式会社米子支社・日ノ丸自動車株式会社米子支店・日本交通株式会社米子営業所

警察

米子警察署

道路管理者

国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所・鳥取県西部総合事務所県土整備局・米子市建設部

行政関係

国土交通省中国運輸局鳥取運輸支局・鳥取県西部総合事務所福祉保健局

利用者

米子市自治連合会・米子市老人クラブ連合会・米子市身体障害者福祉協会・鳥取県視覚障害者福祉協会・鳥取県ろうあ団体連合会西部支部・特定非営利活動法人すてっぷ・米子市ボランティア協議会わらび会・米子市ボランティア協議会ほっとスタッフ・米子市社会福祉協議会

商工関係

米子商工会議所

学識経験者

鳥取大学・米子高専・YMCA 米子医療福祉専門学校

公募

2. 米子市交通バリアフリー基本構想作成の経過

平成 18 年 12 月 20 日

第 1 回米子市交通バリアフリー基本構想作成委員会

- ・ これまでの経過及び作成スケジュール、検討組織について
- ・ 重点整備地区(案)、特定経路(案)について

平成 19 年 2 月 21 日

第 2 回米子市交通バリアフリー基本構想作成委員会

- ・ 重点整備地区(案)、特定経路(案)について
- ・ 問題点の整理の考え方について
- ・ 交通バリアフリーの推進にむけた基本理念、基本方針等について

平成 20 年 5 月 22 日

第 3 回米子市交通バリアフリー基本構想作成委員会

- ・ 経過報告について
- ・ 重点整備地区について
- ・ 交通バリアフリーの推進にむけた基本理念、基本方針等の検討事項について

平成 20 年 11 月 6 日

第 4 回米子市交通バリアフリー基本構想作成委員会

- ・ 特定事業計画について
- ・ 基本構想の推進方策について

平成 21 年 1 月 29 日

第 5 回米子市交通バリアフリー基本構想作成委員会

- ・ パブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ基本構想案の作成

3. 意見の聞き取りを行った団体

- ・鳥取県ろうあ団体連合会西部支部
- ・鳥取県視覚障害者福祉協会
- ・特定非営利活動法人すてっぷ
- ・米子市老人クラブ連合会
- ・米子市ボランティア協議会(わわび会)
- ・米子市身体障害者福祉協会
- ・米子市ボランティア協議会(ほっとスタッフ)
- ・鳥取県ハイヤータクシー協会
- ・米子市手をつなぐ育成会

4. パブリックコメント

平成 20 年 12 月 12 日から平成 21 年 1 月 19 日まで